

東近江行政組合職員団体のための職員の行為の制限の特例 に関する条例

平成 3 年 1 2 月 2 7 日
滋賀中部地域行政事務組合条例第19号

改正 平成 6 年 12 月 27 日 条例第 5 号
平成 10 年 3 月 12 日 条例第 1 号

(目的)

第 1 条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第55条の2第6項の規定に基づき、職員が給与を受けながら、職員団体のためその業務を行い、又は活動することができる場合を定めることを目的とする。

(職員団体のための職員の行為の制限の特例)

第 2 条 職員は、次に掲げる場合又は期間に限り、給与を受けながら、職員団体のためその業務を行い、又は活動することができる。

- (1) 第55条第8項の規定に基づき、適法な交渉を行う場合
- (2) 東近江行政組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成6年滋賀中部地域行政事務組合条例第5号）第9条に規定する祝日法による休日及び年末年始の休日並びに同条第10条に規定する代休日
- (3) 年次有給休暇
- (4) 休職の期間

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（平成6年12月27日条例第5号抄）

(施行期日)

第 1 条 この条例は、平成7年1月1日から施行する。

付 則（平成10年3月12日条例第1号）

この条例は、平成10年4月1日から施行する。